様式第4の口 (第4条、第5条関係)

屋内貯蔵所構造設備明細書

事	業	の	概	要	実験用薬品の保管											
	階	谐 数			1		建築面積		100 m²		延^	延べ面積		100 m²		
建築物の構造	壁	延焼の恐れ のある外壁			ブロック造		柱		鉄骨造			床		コンクリート造		
	华	その他の壁		の壁	ブロック造		ß	よ り	鉄骨造			屋根又は 上階の床		スレート造		
	窓				防火戸	出入日		防火戸	ī Ķ	階段		なし		3	m	
建築物の一部に貯蔵					階数	皆 数		建築	英面積		m²	m ² 延べi			m²	
所を設ける場合の建築物の構造					建築物の構造概要											
架 台 の 構 造					鉄骨造											
採光、照明設備					白熱電灯 6 灯											
換気、排出の設備					ベンチレーター2基											
電 気 設 備					点滅器を屋外に設置し、屋内配線は金属管工事とする。											
避	雷		設	備	JIS A4201 による突針 1 本											
通風、冷房装置等 の 設 備					なし											
消	消 火 設 備 第5種 (粉末消火器 6kg) × 4															
警	警 報 設 備 <mark>自動火災報知設備</mark>															
工事請負者住所氏名					〇〇市〇〇町〇〇 ××設備㈱ 消防 太郎 電話 〇〇—〇〇〇											

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4とすること。
 - 2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

屋内貯蔵所の構造設備明細書記載事項

- ① 「事業の概要」の欄は、事業の内容について具体的に記入すること。
- ② 「建築物の構造」の欄は、次により記入すること。
 - ア 建築物全体が屋内貯蔵所の場合は、各項目に建物構造を記入すること。
 - イ 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも屋内貯蔵所の用に供する部分の構造を記入すること。 記入方法は次のとおりとする。
 - (ア) 階数-設置する階を記入する(例:5階建ての2階部分)。
 - (イ) 建築面積、延べ面積-設置する部分が単独で地盤面上に設けられているとみなして面積を記入 する。
 - (ウ) 屋根又は上階(他用途部分)がある場合は上階の床、構造を記入する。
- ③ 「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、次により記入すること。
 - ア 建築物全体が屋内貯蔵所である場合は、記入しない。
 - イ 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも建物全体についての建物構造を記入する。
- ④ 「架台の構造」の欄は、架台の材質、設置台数を記入し、自動式ラックの場合はその旨を併記する こと。
- ⑤ 「採光、照明設備」の欄は、設置する採光及び照明設備の種類等の概要を記入すること。 (例)「窓白熱電灯(d 2 G 4) 2 灯」
- ⑥ 「換気、排出の設備」の欄は、換気又は排出の別、材質、個数、防爆仕様、引火防止網の有無等を 記入すること。
- ⑦ 「電気設備」の欄は、照明設備以外の設備についてその概要を記入すること。 (例)「点滅器(防水型)を屋外に設置する。配線は金属管工事とする。」
- ⑧ 「避雷設備」の欄は、例えば「JIS A4201 による突針3本」又は「独立架空地線」等と記入すること。
 - なお、当該製造所・一般取扱所が他の施設の避雷設備の保護角内にあるため、避雷設備を設置しない場合は、他の施設の避雷設備の区分及びかっこ書きで他の施設の名称等を記入すること。
- ⑨ 「通風、冷房装置等の設備」の欄は、クーラー(防爆型)等と記入すること。
- ⑩ 「消火設備」の欄は、例えば「第3種二酸化炭素消火設備(全域)」、「第5種(粉末ABC消火器 3.5 kg) 3本」等と記入すること。
- ① 「警報設備」の欄は、危険物の規制に関する規則第37条で規定する区分のうち、設置したものを 記入すること。
- ② 「工事請負者住所氏名」の欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電 話番号を記入すること。